鹿屋市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令　和　8　年　9　月　30　日

鹿屋市長　[signature]

鹿屋市条例第　23　号

令　和　8　年　9　月　30　日　議　決

議案第50号

鹿屋市監査委員条例の一部改正について

鹿屋市監査委員条例の一部を次のように改正する。

令和８年９月４日提出

鹿屋市長　　郷　原　拓　男

鹿屋市監査委員条例の一部を改正する条例

鹿屋市監査委員条例（平成18年鹿屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第１条中「条例は」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき」を加える。

第４条第１項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に、「第243条の２の７第３項」を「第243条の２の９第３項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項を改めるほか、所要の規定の整理を行うため、本案を提出するものである。